

厚木市教育振興基本計画審議会公募委員の選考等に関する基準

1 選任数等

厚木市教育振興基本計画審議会委員応募申込書の提出者（以下「応募者」という。）全員について、厚木市教育振興基本計画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）が2で定める選考方法及び選考基準に基づき選考し、1人を選任する。なお、必要に応じて次点者として1人を選考することができるものとする。

※ 失格又は辞退等が生じた場合は、次点者を公募委員に選任する。

2 選考方法及び選考基準

選考方法は、書類審査及び面接審査とし、両審査の結果を総合的に考慮し、委員を選考する。選考に当たっては、次の基準を満たす者を対象とする。

なお、応募者が4人以上の場合は、書類審査における選考基準を満たす者のうち上位3人を選考し、面接審査を行う。

(1) 書類審査

選考委員全員が、9点（満点15点の60%）を超える評価点をつけた者

評価項目	評価点（5段階評価）				
厚木市の教育に対する関心	5	4	3	2	1
応募の動機	5	4	3	2	1
論旨の一貫性・文章のわかりやすさ	5	4	3	2	1

【配点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

(2) 面接審査

選考委員全員が、6点（満点10点の60%）を超える評価点をつけた者

評価項目	評価点（5段階評価）				
委員就任に対する意欲や責任感	5	4	3	2	1
協調性が感じられるか	5	4	3	2	1

【配点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

3 その他

(1) 応募者が募集人員に満たない場合又は選考委員会による選考の結果、公募委員の選任数が募集人員に満たないこととなった場合は、再度、公募委員の募集を行うことができるものとする。

(2) 応募者が提出した書類及び選考委員会における選考書類の公開等は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）によるものとする。